

NEWSWAVE

～ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

低学力の子どもたちを救い上げ新市場 教育産業でニッチ分野に活路見出す

教育産業界で 08 年に eラーニングを看板にベンチャー企業を立ち上げた「すららネット」(東京都)の急成長ぶりが注目の的だ。特徴は「ニッチ(すき間)&ブルーオーシャン」(競争のない未開拓市場)を開拓したことだ。

市場とは、これまで死角ともなっていたような、低学力の子どもたちを救い上げる分野。創業時からパソコンなどを活用する、eラーニング(情報技術=IT利用の学習システム)の教育事業で、小学校高学年から高校生までを対象に、科目は英、数、国の3つだけ。各教材は学習意欲を高めるために、アニメのキャラクターが、(答えが正解、不正解で)ほめたり残念がったりするインタラクティブ(対話型)なコンテンツ。できなかつたら、より易しい問題を出題し、みんなが成功体験を得られるようにする。

特に学力の低い層の学力アップで成果を上げた。教育ビジネスは、できる子を、さらに伸ばす競争だが、その差にビジネスシーズがあった。成長企業の足跡は「小さく生んで大きく育てる」まさに子供の成長の見本。これまでeラーニング大賞(文部科学大臣賞)受賞、日本パートナーシップ大賞(優秀賞受賞)で注目された。一方で同業大手のベネッセHDやNTTドコモベンチャーズと業務提携、今年1月からマイナビと資本提携した。新たな教育ベンチャーが国内外の新市場切り開く「鑑」といえよう。

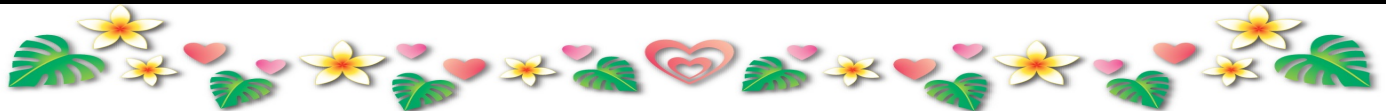
一律支給のケースのものは「雑所得」 就職支度金の税務上の取扱いに注意

人手不足に悩む企業が多いなか、採用内定者に就職支度金を支給して人材を確保する企業も少なくないと思われる。例えば、転職に際し、転職先から支給される就職支度金は、本来、その転職に伴って転居するための引越代などの費用を弁償する性格のものとしてされている。したがって、そのような性格を有する支度金であれば、その就職者に利益があったとは考えられず、所得税法上も非課税とされる。

しかし実際には、そのような実費弁償としての考え方ではなく、実際の金額を考慮せずに概算払いや一律いくらといった契約金的な性格のものとして支払われることが多いと思われる。このような性格の支度金は、一時に受け取るものではあるが、労務の対価としての性格もあるため、一時所得にはならず、また、雇用契約を前提として支給されるものなので給与所得ではなく雑所得として取り扱われる。

このようなケースでは、「契約金に係る源泉徴収税額」として、1回に支払われる金額が100万円までは支払額の10.21%、100万円を超える場合はその超える部分の金額については20.42%を支払者が支払いの都度、源泉徴収する必要がある。

なお、その支度金が、転職に際し、転居のための費用も含まれて支払うということであれば、契約金に相当する部分と転居に伴う費用に充てるための部分とが明確に区分して支払われ、かつ、その転居のための費用として通常必要と認められる部分の金額は非課税として取り扱われる。



弊社では「MCS NEWS WAVEのメール配信」を促進しております！！

メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。